○外務省告示第百五十号

令和八年一月二十九日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における地域社会の主導による気候変動適応推進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

令和八年四月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　地域社会の主導による気候変動適応推進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十四億七千四百万円

3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　正本謙一在アフガニスタン大使館大使

国際連合プロジェクト・サービス機関側　ケイティ・アン・ウェブリィ在アフガニスタン事務所代表

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町板井原字鈩床一〇八〇、一〇八一、字谷尻一一〇一の一、一一〇一の二、一一〇二、一一〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町小串字中山五一二二の一、甲五一四一、乙五一四一、五一四六の二、字熊坂五一五二の一、五一五四の一、五一五五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区上藤松三丁目一三四九の一・一三五一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字母原字小松野一六二二・一六二四・一六二五・一六三五の二・一六三六の二・一六四五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山口三三四八、三四〇一の四、三四〇一の二〇、三四三三、三四三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山口三三四八・三四〇一の四・三四〇一の二〇・三四三三・三四三六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山家一一〇二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。